

平成 21 年度 税制改正要望

平成 20 年 9 月 22 日

社団法人 日本農業法人協会

平成21年度 税制改正要望

1 農業経営の競争力強化支援のための農業経営基盤強化準備金制度の延長・拡充（法人税・所得税）

【要望内容の説明】

平成21年3月31日を適用期限とする農業経営基盤強化準備金制度について、以下のとおり拡充のうえ、延長すること。

農業経営改善計画の定めるところにより事業を実施し、経営の効率化、安定化を実現した場合、品目を限定することなく、利益相当額の準備金への積み立てを認めること。

2 新たに創設される事業継承税制では農事組合法人を対象とすること。（相続税）

【要望内容の説明】

平成20年5月に成立した「中小企業事業承継円滑化法」について、農業における法人経営実態に見合った制度を構築すること。

農事組合法人は、農業生産法人総数の22%（平成18年、1,841経営体）と相当数を占めるうえ、今後法人化が進むと見られる集落営農組織についてもその多くが、同形態を選択すると見られている。

一方で、農事組合法人は、農協法に根拠を持つ法人形態であり、こうした中小企業基本法の範疇から外れる組織体についても、その対象とすること。

3 農業者が農業生産法人に現物出資した場合の課税の特例措置を講ずること。（所得税）

【要望内容の説明】

農業経営の法人化及び農業経営の承継の円滑化を促進するとともに、農地の細分化を防止するため、農業者が農業生産法人に農地を現物出資した場合に譲渡所得の課税を繰り延べる措置を講ずること。

4 農地政策の見直しに伴う諸税制に対する適切な対応

【要望内容の説明】

現在、政府において検討が進められている農地政策の見直しに伴い、農地の利用集積を促進するため、関連する農地税制の見直しも予想されることから、農業法人の経営継続に支障が生じないように、適切な措置を図ること。

とりわけ、相続税納税猶予制度は相続による円滑な農地継承および農地の分散化の防止など、不可欠な制度である。

また、生産緑地法は市街化区域内において農業生産を展開するための根幹の制度である。

農地政策の見直しの検討に当たっては、これまで同法ならびに同制度が農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割を重視し、今後とも両制度の基本を堅持すること。

5 生産緑地要件の緩和（固定資産税）

【要望内容の説明】

市街化区域内にある農地等について、固定資産税の農地並み課税特例の対象となる生産緑地として都市計画において位置づけられるためには、一団500㎡以上等の要件を満たす必要がある。

しかし、地域によっては要件を満たすことが困難な状況にあり、生産意欲をもっていても固定資産税の負担が重すぎて、農地を手放さざるを得ない生産者も存在する。

生産緑地の要件については、地域の実情に応じて弾力的に取り扱うこと。

6 農地の固定資産税について、引き続き負担調整措置を講ずること。 (固定資産税)

【要望内容の説明】

固定資産税の急激な増加を避けるため、平成21年度固定資産評価替えにおいて、引き続き負担調整措置を講ずること。

7 公共団体等に譲渡した制度適用農地等に係る利子税を減免すること。 (利子税)

【要望内容の説明】

納税猶予制度の適用を受けた農地は、道路等公共施設として転用や収用された場合にも期限の確定となり、利子税（本則の2分の1）を納付しなければならない。このことは農業者本人の意思と関係ないにも関わらず、重い税負担となっているため、利子税をさらに減免すること。

また、公共団体等に寄付した農地については、利子税を免除すること。

8 農業経営に必要な農業用施設及び里山・平地林等の山林を保全するため、農地と一体的な措置を講ずること。（固定資産税、相続税）

【要望内容の説明】

都市およびその周辺にある農地等を国民共有の財産として次世代に継承する観点から、従来の地区指定によらず、農地等所有者の意向に基づいた新たな都市農地等の保全制度を構築すること。

その場合、農業経営に必要な農業用施設および都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている里山・平地林等の山林について、所有・継承に係るコストが農業経営に与える負担は重いため、コストを大幅に低減する税制上の特例措置を講ずること。

9 地球温暖化の防止につながる取組を実践する農業者、林業者を受益者とする環境税の創設

【要望内容の説明】

環境税の導入に当たっては、農林業が果たしている地球温暖化の防止や地球環境の保全につながる取組を踏まえ、税収用途については、これらの取組を実践している農業者、林業者を受益者とする。

10 温暖化ガスの排出削減推進のためエネルギー需給構造改革投資促進税制の大幅な拡充（法人税・所得税）

【要望内容の説明】

温暖化ガスの排出削減を推進するため、これに結びつく設備投資を幅広くエネルギー需給構造改革投資促進税制の対象とすること。

具体的には、機械等の更新に際し、既存機種に比して燃料消費率が相当程度向上する機種を取得する場合、当該機械等の取得をエネルギー需給構造改革投資促進税制の対象とする、などの措置を講じること。

11 農産物の海外輸出促進のための税制上の優遇措置（法人税・所得税）

【要望内容の説明】

日本産農産物は、アジア、アメリカ、ヨーロッパ等より高い評価を受けており、輸出量、輸出額とも近年大幅に増加している。

一方で、相手国の市場・商慣行の調査、通関のための諸手続き、輸送運賃、保険料などのコストが、輸出する農業者の大きな負担となっている。

農産物のブランド化及び販路拡大による経営体質の強化、農業者の経営継続意欲の向上、食料自給率向上の観点から、農産物の海外輸出に関する税制上の優遇措置を講じて農業者の負担を軽減すること。

12 農業を営む者が基盤強化法に規定する利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合（農業生産法人が現物出資を受けた場合を含む）の所有権移転登記の税率軽減措置の適用期限を延長すること。（登録免許税）

【要望内容の説明】

農用地区域内の農用地の積極的活用は、わが国の農業生産力を高め、食料自給率の向上を図るための有効な方策のひとつである。

農業者が、こうした農地を取得して経営規模を拡大するための支援策は継続させること。

13 特定農業法人が基盤強化法に規定する協議により農用地区域内の特定遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の適用期限を延長すること。（20/1000→8/1000、措法第76条第2項）（登録免許税）

【要望内容の説明】

遊休農地の積極的活用は、わが国の農業生産力を高め、食料自給率の向上を図るための有効な方策のひとつである。

特定農業法人は、担い手として期待される経営体であり、これらの者がこうした農地の取得して経営規模を拡大するための支援策は継続させること。

14 農業を営む者が基盤強化法に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。（不動産取得税）

【要望内容の説明】

12と同じ。

15 特定農業法人が基盤強化法に規定する協議又は調停により土地を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。（不動産取得税）

【要望内容の説明】

13と同じ。

以上